

# 柔道整復師の施術を 受けられた方へのアンケートについて

現在、組合では「医療費の適正化」を図るため、柔道整復療養費申請書の請求内容が正しいものか、点検業務を行っています。

今までは、初検者の方々を対象に被保険者の皆様に正しい施術の受け方をご理解いただくため、「柔道整復師・鍼灸師の正しいかかり方」のパンフレット送付を実施してきましたが、平成26年6月より送付対象者が以下のとおりに変更となりました。

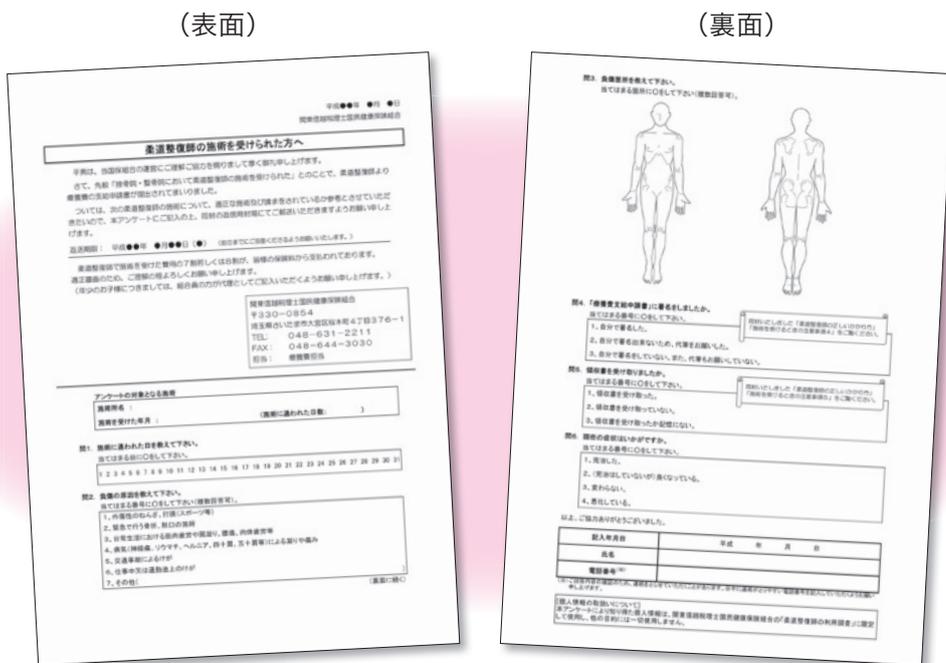
図1

<p>■ 従来の対象者 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初検者の方</li> </ul>	<p>■ 変更後の対象者 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初検者の方</li> <li>● 月に10日以上施術を受けられている方</li> <li>● 3ヶ所以上の施術を受けられている方</li> <li>● 初検年月日から3ヶ月を超えて施術を受けられている方</li> </ul>
---	--

また、初検者以外の方は従来のパンフレットに加えて「柔道整復師の施術を受けられた方へ」という名称のアンケートもお送りすることになりました。( 図2 参照)

アンケートに記載されている返送期限までに同封の返信用封筒をご利用のうえ、組合までご返送いただきますようお願いいたします。

図2



柔道整復師で施術を受けた費用の7割、もしくは8割が皆様の保険料から支払われております。皆様一人ひとりが国民健康保険の使用出来る範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化に繋がります。

適正審査と健康保険の財政健全化の為に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。